資料８

賃上げ環境整備のための支援策について

令和８年２月１０日

厚生労働省　愛知労働局長　小林洋子

①賃上げを図る中小・小規模企業への支援

賃金引上げを支援するための各種支援策等の積極的な周知及び利用勧奨

〇個々の企業が自らのニーズに沿った支援策を活用できるよう、厚生労働省だけでなく中小企業庁などを含む各種助成金などをまとめた愛知労働局版「賃上げ」支援助成金パッケージを作成し、局、監督署、安定所において、あらゆる機会を捉えて周知・利用勧奨

〇愛知働き方改革推進支援センターに賃上げ支援策の相談窓口を設置し、厚生労働省の助成金だけでなく中小企業庁の補助金についても個別相談に応じ、バックアップ体制を強化

写真左側：山口会長、写真右側：小林局長

愛知働き方改革推進支援センター

②取引適正化・価格転嫁推進に向けた取組

取引適正化・適切な価格転嫁等への機運の醸成等

〇愛知労働局版「賃上げ」支援助成金パッケージの中に、「労務費価格転嫁指針」、「取引適正化ガイドライン」の内容を盛り込み、局、監督署、安定所において、あらゆる機会を捉えて周知を徹底

〇「しわ寄せ」に関する情報を把握した場合、中部経済産業局への情報提供の徹底

〇令和８年２月17日に開催される「取引適正化・価格転嫁促進シンポジウム」において、関係機関と連携し、取引適正化、適切な価格転嫁等への機運醸成、環境整備を進める

愛知労働局版「賃上げ」支援助成金パッケージ

愛知県最低賃金

資料８

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

１．賃金引上げに関する支援

①業務改善助成金　令和７年度の申請受付は終了しました

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・雇用環境・均等部企画課　052-857-0313

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

２．生産性向上に関する支援

③中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先
・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

④サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先
・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570－666－376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑤ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先
・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013（10:00～17:00　土日祝日及び 12/29～1/3 を除く）

中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑥小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先
＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局　問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局　03－6634－9307
https://r6.jizokukahojokin.info/

商工会地区

商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

３．下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑦労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針　R8.1.1改正

問い合わせ先
・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑧受託適正取引等推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）

問い合わせ先
・中小企業庁取引課　03-3501-1669

発注企業と受注企業との間で、適正な取引が行われるよう、業種別の受託適正取引等推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

４．その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑨働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先
・雇用環境・均等部企画課　052-857-0313

労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額（３%～７%以上）に応じて助成上限額の加算もあります。

⑩キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

非正規雇用労働者の企業内での正社員転換等のキャリアアップを促進し、同一労働同一賃金に取り組む際や、「年収の壁」を意識せず働ける環境を整備するために処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

５．相談窓口

⑪よろず支援拠点

問い合わせ先
・愛知県よろず支援拠点
052-715-3188（電話での事前予約）

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、「よろず支援拠点」を設置しています。

⑫中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先
・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340

中小企業･小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

⑬働き方改革推進支援センター

問い合わせ先
・愛知働き方改革推進支援センター
0120-006-802

「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

愛知労働局の問い合わせ先

愛知労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/sosikizu.html

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省　「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

（R8.1.22）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料８（参考資料）

令和７年度愛知県地方版政労使会議　愛知労働局配布資料

令和８年２月１０日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。

賃上げ率	５．１０％（Ｒ６年）	**５．２５％**（Ｒ７年）
民間消費支出	３２８兆円（Ｒ６年第２四半期）	**３４０兆円**（Ｒ７年第２四半期）
民間設備投資	１０５兆円（Ｒ６年第２四半期）	**１１０兆円**（Ｒ７年第２四半期）
就業率	６１．７％（Ｒ６年第２四半期）	**６２．３％**（Ｒ７年第２四半期）
営業利益	２３．３兆円（Ｒ６年第２四半期）	**２３．４兆円**（Ｒ７年第２四半期）
名目GDP	６０６兆円（Ｒ６年第２四半期）	**６３５兆円**（Ｒ７年第２四半期）

※連合　春季生活闘争回答集計結果

※資本金1,000万円以上

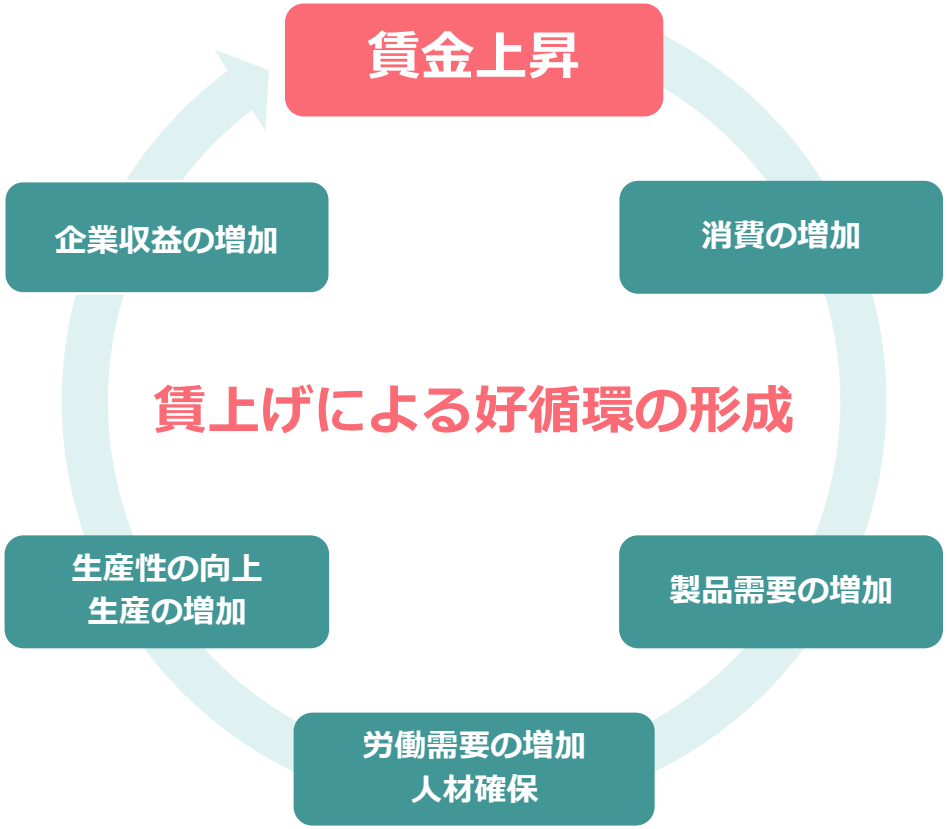

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）における賃上げ環境整備関係施策

賃上げ環境の整備

内閣官房　内閣府　農林水産省　厚生労働省　公正取引委員会　経済産業省

- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率が２年連続で５%台で、約30年ぶりの高水準**

春季労使交渉妥結結果の時系列推移（注）

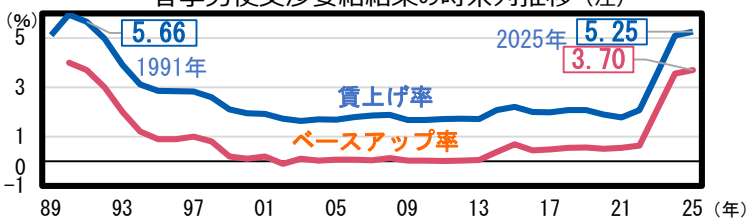

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- **「100億企業」**の創出支援
- **「省力化投資促進プラン」**の推進
- **事業承継・M&A**の支援強化
- **予兆管理**や**再生支援**の強化

医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒し**し、**医療・介護・障害福祉分野**の現場で働く幅広い職種の方々の**賃上げを支援**
- ICT機器等の導入等による**生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- **「労務費転嫁指針」の改正**
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制**の強化
- **生産性向上支援センター**設置や自治体による**支援モデル創出**

重点支援地方交付金

- 賃上げ促進税制を活用できない**中小企業・小規模事業者を支援**
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

最低賃金引上げに対応する中小企業等が**賃上げと設備投資等**をする場合、**最大600万円**を支援

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する法令・予算

- 重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
- 様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）　等

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参考資料

- 賃上げ調査・分析等について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、３%台で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

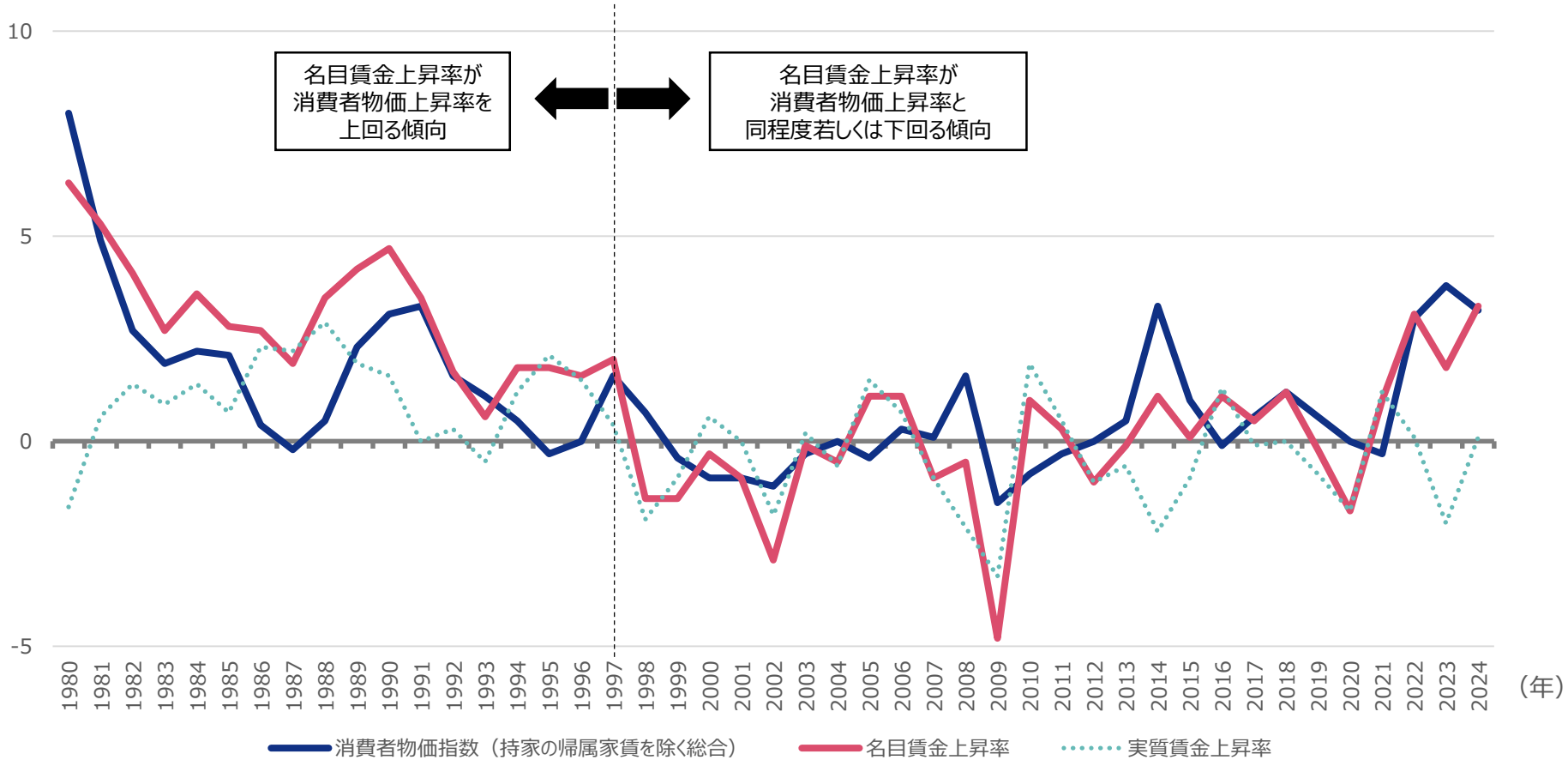

（資料出所）総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象（毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは５人以上事業所が対象）

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

- 過去30年間にわたり、我が国の一人当たり賃金はおおむね横ばい。

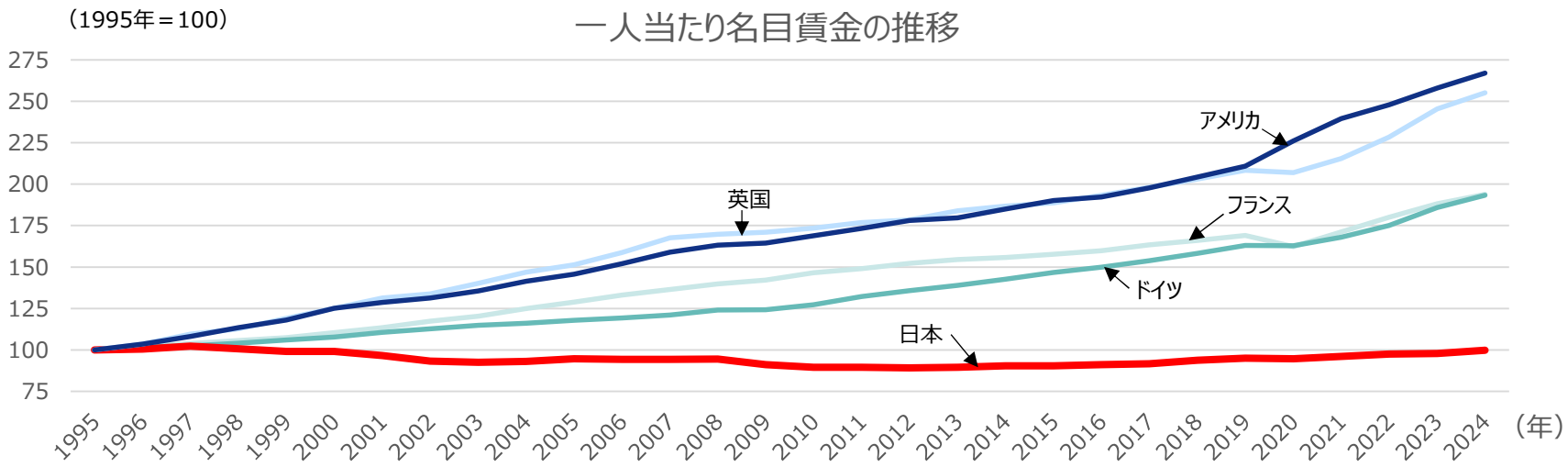

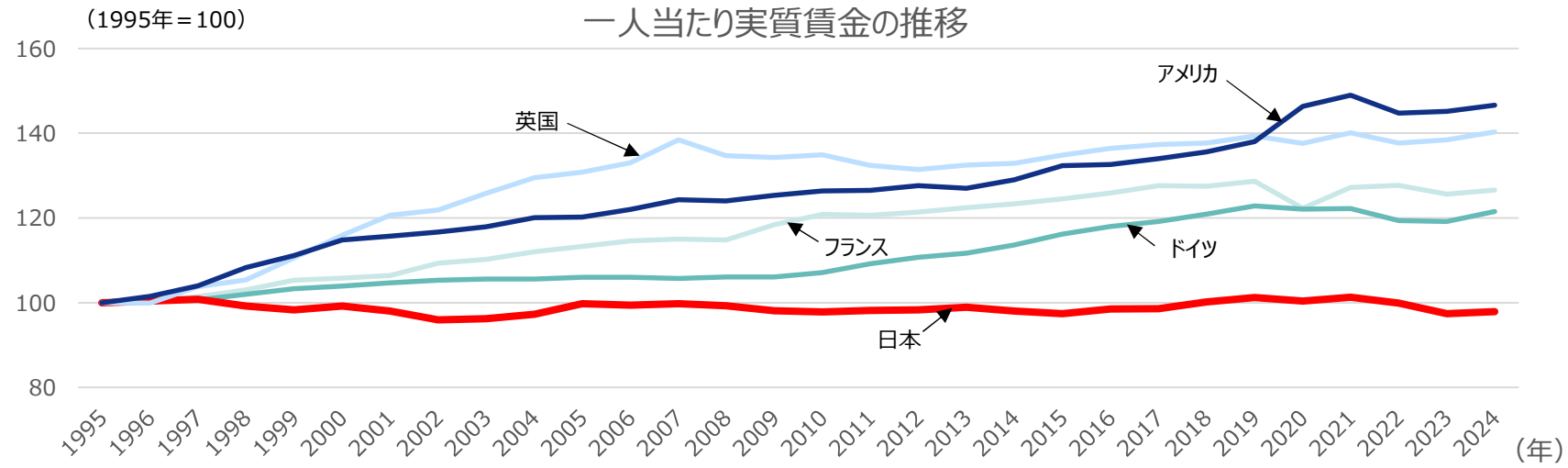

（資料出所）OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

- 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。

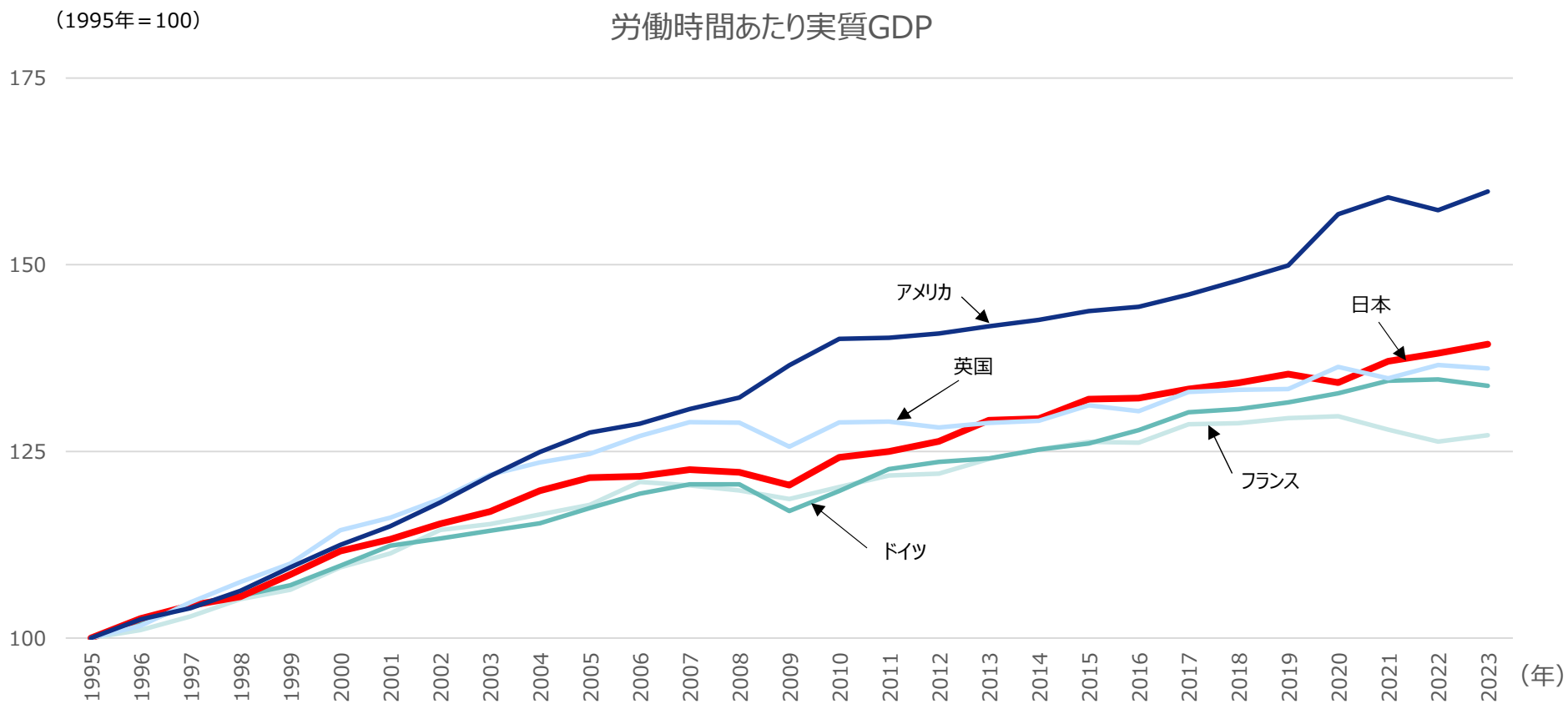

（資料出所）OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

- 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。

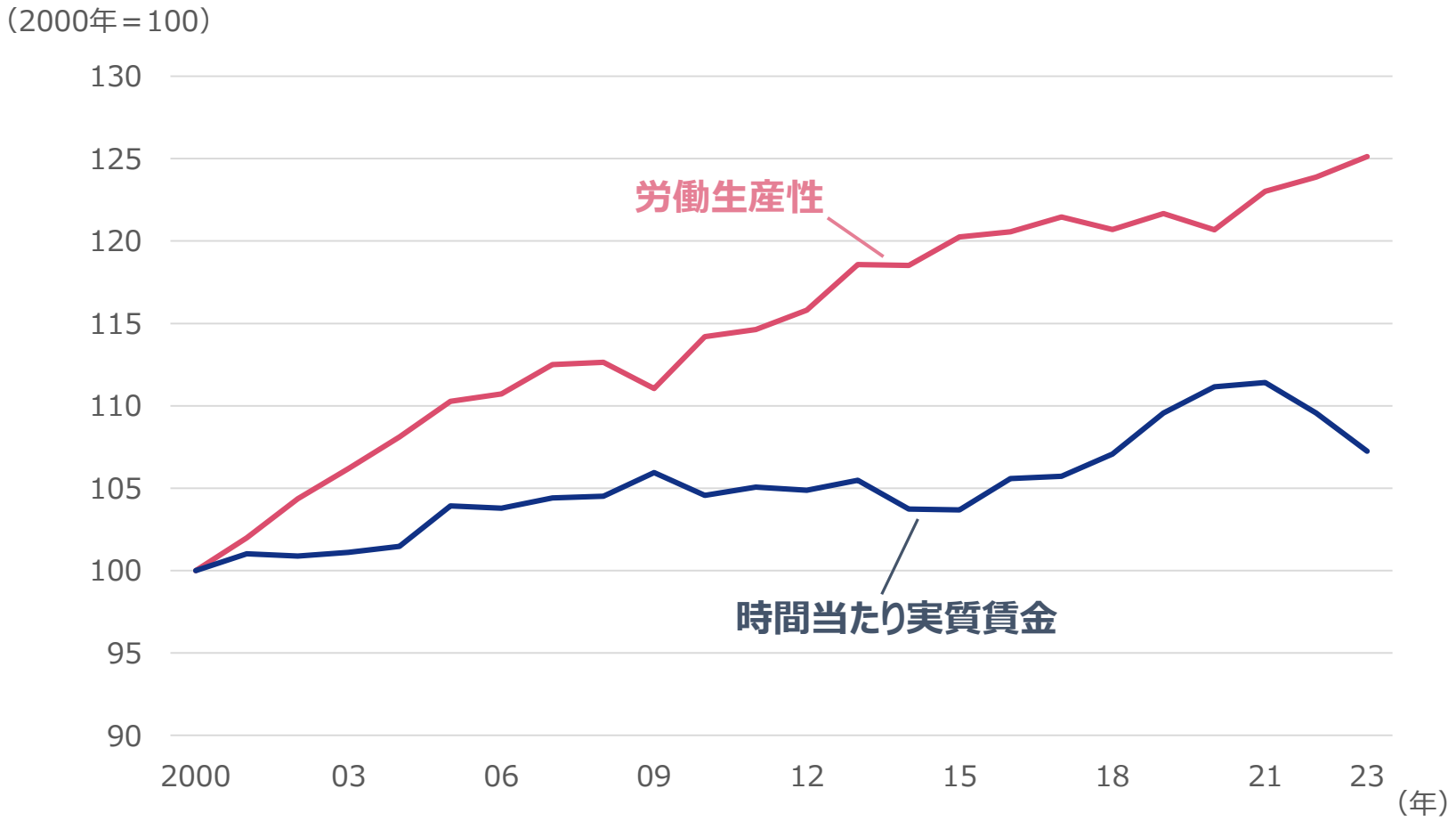

（資料出所）内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
（注）労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース
労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（５人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（５人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの

賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

図表 01　賃上げで企業が実感する効果

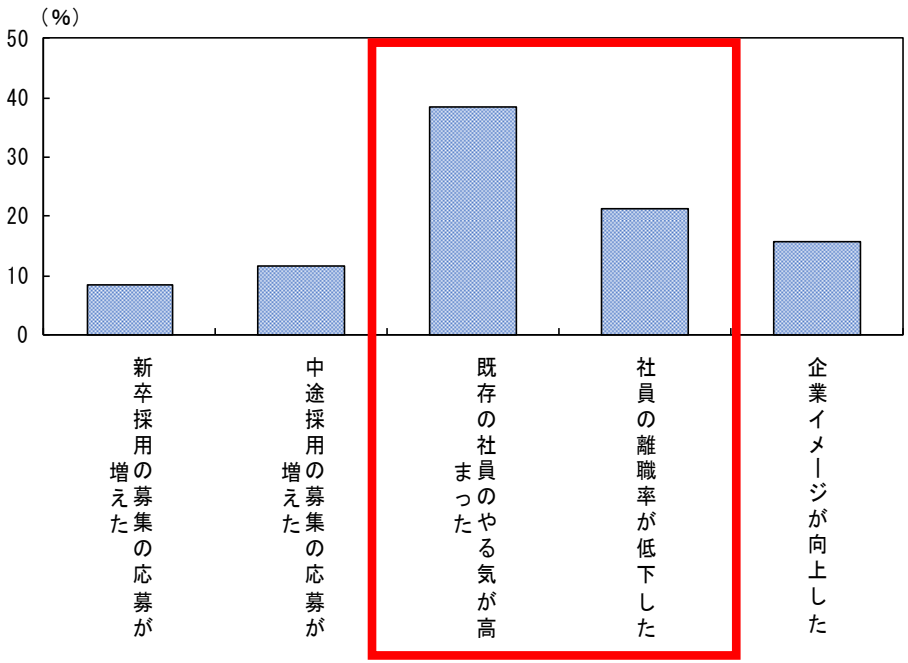

資料出所：（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）

図表 02　求人条件による被紹介企業への応募増加効果

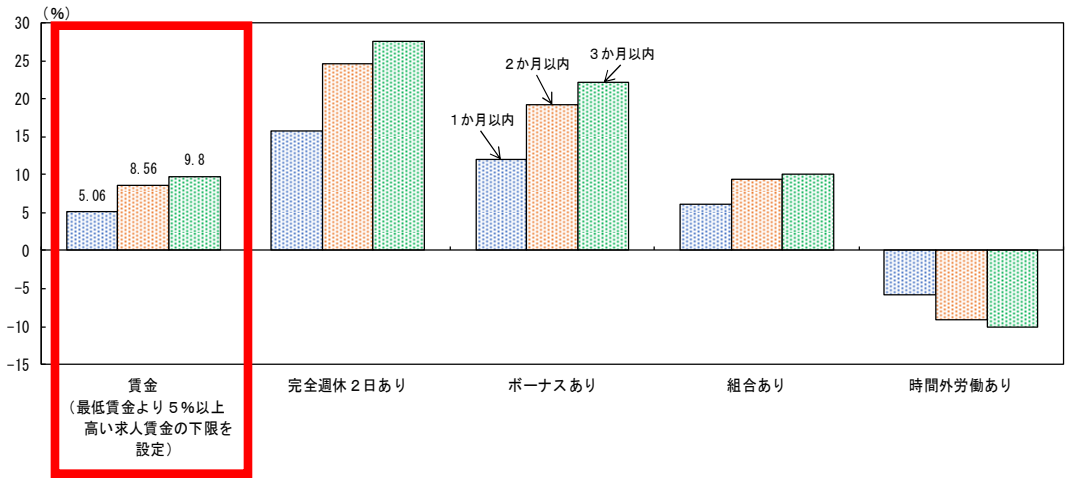

※図は、ハローワークにおいてフルタイム労働者の求人賃金の下限を最低賃金より５%以上高い水準で提示すると、募集人数一人当たり、３か月以内のハローワークの応募（被紹介件数）が約10%増加することを意味する

資料出所：令和5年度労働経済白書、厚生労働省行政記録情報（職業紹介）

賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

- フルタイム労働者の定期・特別給与が１％増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が１％増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表 03

消費への効果

賃金等の要素が１％増加した場合に見込まれる消費の増加率

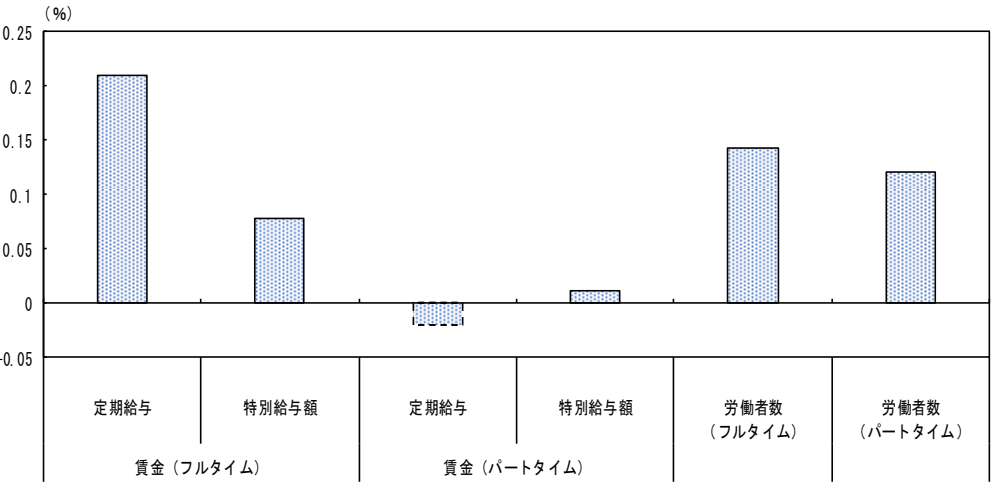

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA））」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

図表 04

生産への効果

賃金・俸給額が１％増加した場合に見込まれる生産額

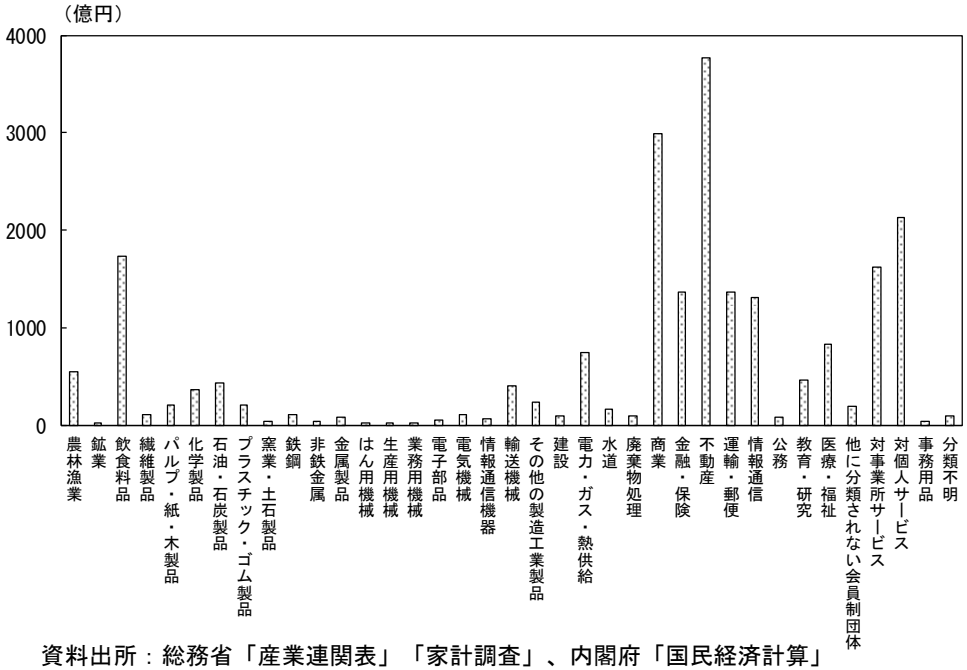

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

賃上げの状況

- 2022年においては、９割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約４割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表 05

賃上げ実施状況

賃上げの方法等（2022年）

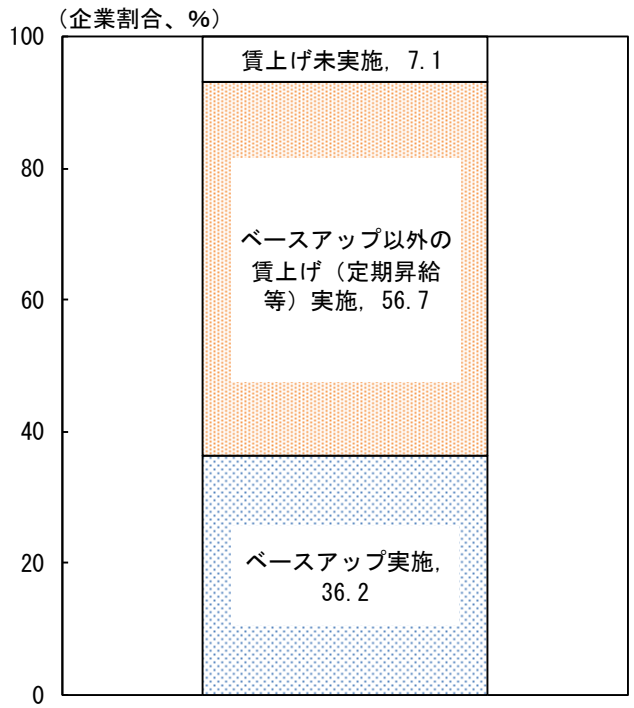

資料出所：厚生労働省「令和５年版　労働経済白書」より引用。
（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計 。

一般労働者の所定内給与の推移

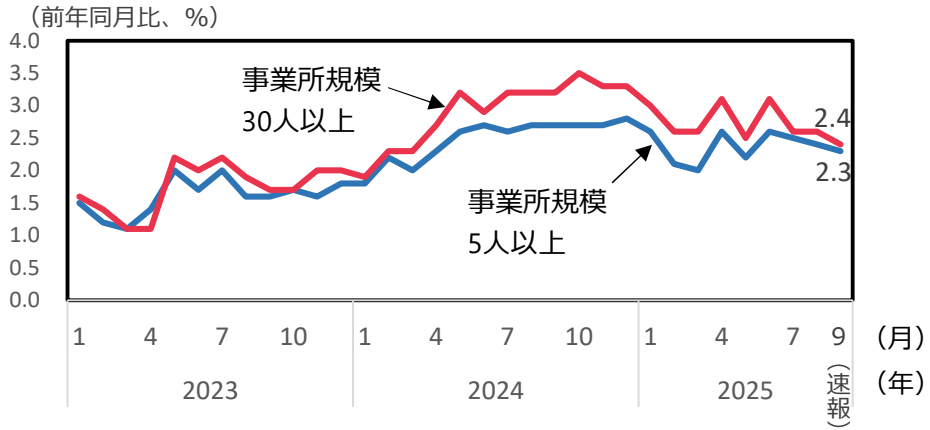

2025年 賃上げ額・賃上げ率

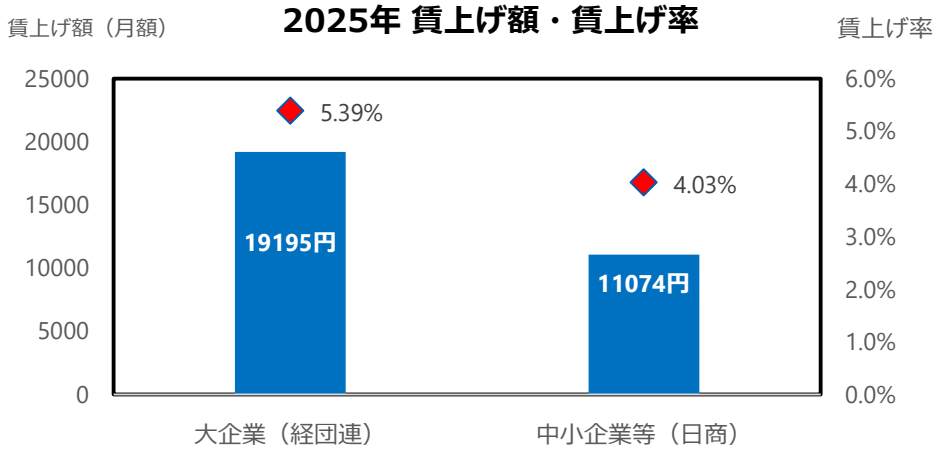

資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

令和７年　賃金引上げ等の実態に関する調査（R７.10.14）

調査結果の概要

１　賃金の改定状況

（１）賃金の改定の実施状況別企業割合

「１人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%**（前年91.2%）

（２）１人平均賃金の改定額（予定を含む。）　13,601円（前年 11,961円）

改定率（予定を含む。）　4.4%（同 4.1%）

「労働組合あり」の１人平均賃金の改定額（予定を含む。）　**15,229円**（前年13,668円）

改定率（予定を含む。）　**4.8%**（同 4.5%）

「労働組合なし」の１人平均賃金の改定額（予定を含む。）　**11,980円**（前年 10,170円）

改定率（予定を含む。）　**4.0%**（同 3.6%）

（注）１人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の 割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の１か月１人当たりの平均額をいう。

２　定期昇給等の実施状況

（１）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況　　定期昇給を「行った・行う」企業割合 76.8%

（２）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合　57.8%

（厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室調査）